

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、平成29年6月23日付け京都市達都ま第35号により以下のとおり命令しましたので、法第14条第11項の規定に基づき、公示します。

平成29年6月23日

京都市長 門川 大作

1 命令を受けた者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地

(1) 名称及び代表者名

坪井織物株式会社 代表取締役 坪井秀夫

(2) 主たる事務所の所在地

京都市北区紫野東舟岡町2番地

2 空き家等の所在地

京都市北区紫野下築山町61番

3 管理不全状態の内容

当該空き家は、屋根の大部分が崩落し、複数の扉・窓ガラスが破損しているため、倒壊や強風による飛散などにより周辺住民に危害を及ぼすおそれが高い状態にある。したがって、当該空き家は法第2条第2項に規定する「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」の「特定空家等」に該当すると認められる。

4 命令の内容

平成29年7月22日までに、上記2の空き家（基礎を除く。）の除却又はこれに相当する修繕を実施すること。

（都市計画局まち再生・創造推進室）